

令和元年第5回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和元年9月30日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和元年9月30日	開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時	開 会	令和元年9月30日(金) 午後2時00分			
	閉 会	令和元年9月30日(金) 午後2時35分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	欠	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出
8	久保 行弘	出	4	蛭川 登	出
9	塚原 勝美	欠	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	欠
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	出	15	石塚 保	出
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農地係主査	坂本 善雄			
	農地係主任	中島 寛			
	農地係主事	清水 周平			
参 与	農業振興課 課長	葺塚 洋明			
	産業ブランド推進室 室長補佐	福嶋 隆宏			
	産業ブランド推進室 主事	境野 秀樹			

深谷市農業委員会総会日程

令和元年9月30日(月) 午後2時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 23 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 24 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 25 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 26 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 27 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 28 号 引き続き農業経営をを行っている旨の証明書の発行について
- 7) 議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 26 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 27 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 11) 議案第 28 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和元年第5回深谷市農業委員会総会を開催いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日は欠席委員の報告をいたします。 議席番号6番、議席番号9番でございます。 従いまして、委員24人中 22人の出席ですので、 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長 となる旨、規定されているため、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 先ず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号10番、議席番号11番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願ひいたします。
進 行 状 況	報告第23号 「農地法第18条第6項の 規定による通知について」	議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 から、報告第28号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の 発行について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第24号 「農地法第3条第1項 第13号の規定による 届出に対する専決処分 について」	事務局	報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。 報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 は、3件でございます。
	報告第25号 「農地法第3条の3第1項 の規定による届出に対する 専決処分について」	事務局	次に、報告第24号「農地法第3条第1項第13号の規定による 届出に対する専決処分について」でございます。 本件は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロで 規定されています、「社団法人埼玉県農林公社」が「農地売買等 の事業」により、農地を取得する場合、「届出」により事務を進める ことができるものでございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 報告します。 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決 処分については、2件で、合計面積は2, 216㎡でございます。
	報告第25号 「農地法第3条の3第1項 の規定による届出に対する 専決処分について」	事務局	次に、報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出 に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会 事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に 対する専決処分について」は、合計6件でございます。 なお、あっせん希望につきましては、全て「無」となっております。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行	報告第26号 「農地法第4条第1項 第7号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第26号「農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、 土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用で ございます。「農地法第4条第1項第7号の規定による転用 届出に対する専決処分については」、合計5件、合計面積は 1, 835㎡でございます。
	報告第27号 「農地法第5条第1項 第6号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に、報告第27号「農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、 農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う 転用でございます。 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について」は、合計11件、合計面積は4, 013. 26㎡ でございます。
	報告第28号 「引き続き農業経営を 行っている旨の証明書 の発行について」	事務局	次に、報告第28号「引き続き農業経営を行っている旨の 証明書の発行について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 本件は、農地等についての贈与税または相続税の納税猶予の 特例の適用を継続して受けるため、証明書の発行をするもので、 3年ごととなっております。 「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」 は、1件、合計面積は4, 448㎡でございます。
状 況	議案第24号 「農用地利用集積計画の 決定について」	事務局	報告第23号から報告第28号につきましては、以上でございます。
		議長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました 報告第23号から報告第28号につきましては、専決処分事項で ありますので、報告のみとさせていただきます。
議 案	議案第24号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議長	次に、議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を 議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」 説明させていただきます。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、 別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求める ものでございます。
		事務局	本日の総会において計画が決定されますと、令和元年10月11日 に公告することにより、令和元年11月1日より利用権が設定される こととなります。 【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】
議 案	議案第24号 「農用地利用集積計画の 決定について」	事務局	それでは、15ページの計画概要について説明いたします。 詳細につきましては、続く16ページから33ページにございます。 また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がござい ますので、合わせてご参照ください。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	今回の計画におきましては、 合計 45件 106,997㎡、 借手 37名、貸手 44名、筆数 104筆の設定となっております。 農用地利用集積計画(案)の概要説明は以上でございます。 ご審議をお願いします。
		議長	ただ今、事務局より説明のありました、議案第24号「農用地 利用集積計画の決定について」のうち、整理番号41番につき ましては、新規就農に関する案件ですので、委員の意見を 求めます。 議席番号20番、お願いします。
		20番	整理番号41番の借受人の新規就農について、報告いたします。 令和元年9月17日に、私と議席番号11番、事務局職員で ヒアリングを行いました。 借受人は、会社勤めを終えたのを契機に、自己所有地等で 農作業を始め、とうもろこしやブロッコリーを作付けしております。 農業をやるのであれば一定規模を耕作したいとの考えをもって いたところ、知人を通して、申出地の借り受けの話があり、今回の 借り受けの申出に至ったものです。 自己資金を投じてトラクターなどの機械を確保し、繁忙期には、 妻が農作業を補助したり、仲間うちで互いに手伝いあうなどし、 労働力を賄っております。 収穫したとうもろこしやブロッコリーは、都内の市場に出荷されて おります。 これまで、6年間の耕作実績があり、相応の機械や労働力、 出荷先も確保されていることから、今回の新規就農については、 問題ないものと考え、委員の意見といたします。
		議長	議席番号20番ありがとうございました。 それでは本議案について、一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
	議案第25号 「農地法第3条の規定に よる許可申請について」	議長	次に、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請に ついて」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」 でございます。 農地法第3条の規定による許可申請については、本日の 総会において承認いただきますと、本日付で許可となるもので ございます。 本議案につきましては、別添の議案資料がございますので、 そちらについても2ページを、合わせてご覧ください。 【議案第25号、整理番号1番から7番を議案書をもとに朗読】

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	<p>整理番号1番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、露地野菜の生産向上を図るためとのことであり、取得後においては、ブロッコリー、ネギの作付を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号2番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、植木の生産向上を図るためとのことであり、取得後においては、植木の作付を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号3番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、露地野菜の生産向上を図るためとのことであり、取得後においては、ネギの作付を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号4番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、筆境界を実態に即するためとのことであり、取得後においては、ブロッコリー、キャベツの作付を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号5番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、農業収入の増加を図るためとのことであり、取得後においては、ネギ、ほうれん草等の作付を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号6番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、ブロッコリーの作付を行うとのことでございます。</p> <p>整理番号7番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、ネギ、ナスの作付を行うとのことでございます。</p>
		事務局	<p>3条許可申請につきましては、以上7件、畑 15筆、合計面積 15,887㎡となっております。</p> <p>なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること、及び、周辺の農地の利用に支障がないことの確認として、申請に係る農地につきましては、令和元年9月12日に議席番号7番、13番、9番、10番と事務局職員で、現地確認を行いましたことを、合わせて、ご報告いたします。</p>
		事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	<p>ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、議席番号10番、13番に意見ををお願いします。</p>
		議 長	<p>はじめに、議席番号10番、お願いします。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
議 進		10番	<p>3条、現地確認報告をいたします。 令和元年9月12日に、私と議席番号9番と事務局職員で3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号1番、2番、6番、7番の譲受人の経営地につきましては、耕作がおこなわれておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上4件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見 といたします。</p>
		議 長	<p>議席番号10番ありがとうございました。 続きまして、議席番号13番お願いします。</p>
		13番	<p>3条、現地確認報告をいたします。 令和元年9月12日に、私と議席番号7番と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地確認を行いました。 整理番号3番、4番、5番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上3件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見 といたします。</p>
		議 長	<p>議席番号13番ありがとうございました。 それでは、本件について一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
行 状 況	議案第26号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	<p>次に、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、令和元年10月2日までに、深谷市へ意見書の進達を行い、市で審査及び処理をした後、来月10月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。 また、別添の総会資料6ページを合わせてご確認ください。</p>
		事務局	<p>整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和52年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続きが未了であったため、改めて申請を行うものでございます。</p> <p>整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和48年以前から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続きが未了であったため、改めて申請を行うものでございます。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進		事務局	整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 申請理由についてですが、昭和48年以前から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行うものでございます。
		事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請承認については、以上3件でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明がありました、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
行 状 況	議案第27号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議 長	次に、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	それでは、議案書37ページをご覧ください。 議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」でございます。 (議案書・申請地の表示の説明) 本議案は、議案書上段に記載のとおり、令和元年9月に店舗敷地として農地法5条の転用許可を得ました。 当初計画者が進めた計画は平屋の店舗でしたが、2階建てに変更することにより土地を有効利用し、集客力の向上を図るため、計画の変更を行いたいという申請でございます。 こちらにつきましては、本日の総会で承認をいただきますと、令和元年10月2日までに市に進達いたしまして10月中旬に処理される見通しでございます。
		事務局	議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」は、1件でございます。 ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」、審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。

会 議 件 名		て ん 末	
会			(委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
議	議案第28号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	次に、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい。それでは、議案書38ページをご覧ください。 議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。
進		事務局	こちらにつきましては、本日の総会で承認をいただきますと、令和元年10月2日までに意見書を深谷市へ進達し、その後、深谷市で審査し、10月中旬頃を目途に市長名で許可となる予定でございます。
		事務局	農地法5条の申請につきましては、合計18件となっております。 別添の総会議案資料7ページ、8ページを合わせてご確認ください。 それでは、整理番号1番よりご説明いたします。
行			【議案第28号、整理番号1番から18番を議案書をもとに朗読】
		事務局	整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、地域に需要が見込まれるため、申請地を譲り受けてデイサービスセンターの建築を行いたいという申請でございます。
状			整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。
況			整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号6番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。
			整理番号7番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受けて、住宅の建築を行いたいという申請でございます。

会 議 件 名		て ん 末
会	事務局	<p>整理番号8番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
議		<p>整理番号9番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、平成23年に貸借での農業用施設の設置許可を取得したが、所有権を移転することとなったため、改めて申請を行いたいという申請でございます。</p>
進		<p>整理番号10番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受けて、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
行		<p>整理番号11番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
状		<p>整理番号12番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受けて、住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
況		<p>整理番号13番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
		<p>整理番号14番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
		<p>整理番号15番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は地域に需要が見込まれるため、申請地を買受け、建売住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
		<p>整理番号16番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は現在、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受けて住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p>
		<p>整理番号17番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、自宅の一部を事業敷地として使用していますが、手狭なため、申請地を譲り受けて、資材置き場の整備を行いたいという申請でございます。</p>
	<p>整理番号18番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) 譲受人は、深谷市水道事業送水管布設替工事(花園更新1-1)の施行に際し、資機材置場が必要となるため、申請地を借り受けて工事用用地として利用したいという申請でございます。 なお、利用期間は、許可日から5ヵ月間となっております。</p>	

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行		事務局	農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、以上18件となります。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。
		議 長	この件に関し、質疑はございますか。 「質疑なし」
状		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
況	閉会	局 長	以上で、令和元年第5回定例総会を閉会いたします。